



令和 元年 5月14日

北陸地方整備局 港湾空港部

新潟港海岸（西海岸地区）で「海岸協力団体」を募集！

北陸地方整備局港湾空港部では、海岸環境の維持・海岸利用の促進活動等に幅広くご協力をいただくため、新潟港海岸（西海岸地区）において海岸協力団体を募集します。

海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し、占用等の許可手続きが簡素化されます。また、国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることが出来るとともに、法律上位置づけられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。皆様のご応募をお待ちしております。

<※海岸協力団体制度>

海岸協力団体制度とは、海岸法（昭和31年法律第101号）に基づき、海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待されて創設された制度です。

記

1. 募集期間 : 令和 元年 5月14日（火）～ 令和 元年 6月13日（木）

2. 応募資格 : 詳細は別添募集要項をご覧ください。

3. 対象区間 : 新潟港海岸の国土交通省施工区間

【寄居浜変電所付近～新潟みなとトンネル左岸出入口付近まで】（別紙参照）

4. 申請書類の入手先及び申請に関する問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 海岸課 TEL 025-222-6111

※申請書類は、以下のサイトからも入手できます。

URL : <http://www.niigata.pa.hrr.mlit.go.jp/6/17/5260/>

同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟市政記者クラブ
専門紙

問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部
港湾管理課長 高橋
課長補佐 藤田
TEL 025-370-6602
FAX 025-280-8783

新潟港海岸の海岸協力団体を募集します

海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者（都道府県等）

申請

指定

法人または団体（NPO等）

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



調査研究

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

募集区間



募集区間

寄居浜変電所付近～新潟みなとトンネル左岸出入口付近

～ 海岸協力団体に指定されると？ ～

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることが出来るとともに、法律上位置づけられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

令和元年5月14日
北陸地方整備局 港湾空港部

新潟港海岸海岸協力団体募集要項

1. 募集目的

海岸法における海岸協力団体指定制度に基づき、海岸環境の維持・海岸利用の促進活動等に幅広くご協力いただくため、新潟港海岸（対象区間は後述）において海岸協力団体を募集します。

2. 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の清掃、植樹、維持、希少動植物の保護、環境教育、海岸環境の維持、保全、管理に関する調査研究等を行う民間団体等（企業、NPO、自治会、ボランティア団体等）を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者（海岸法第6条第3項の規定により公示した区間は、国土交通大臣が権限を一部代行。以下同じ。）と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることになります。

なお、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行うことはできません。

3. 対象となる活動及び区間

（1）海岸協力団体としての活動の内容

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ① 海岸管理者に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
 - ・海岸（堤防含む）の清掃、海岸保全施設の維持、管理 等
- ② 海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・海岸保全施設の安全利用点検
 - ・不法行為の監視、海岸利用状況の把握 等
- ③ 海岸の管理に関する調査研究
 - ・希少動植物調査及び保護活動 等
 - ・海岸保全区域の管理に関する調査研究 等
- ④ 海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・海岸安全利用講習、環境教育
 - ・海岸の管理に関する知識の普及及び啓発 等

⑤ 上記の活動に附帯する業務

- ・ 上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知
- ・ 海岸利用の促進活動 等

(2) 対象区間

新潟港海岸（海岸法第6条第3項の規定により公示した区間のうち寄居浜変電所付近から新潟みなとトンネル左岸出入り口付近まで。）の海岸保全区域を対象とします。

4. 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下、「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

また、直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていることが必要です。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5. 申請書類

申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え申請して下さい。

(1) 添付書類

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

- ② 活動実績報告書（直近おおむね５年間）（別添「様式－活動実績」参照）
- ③ 活動実施計画書（指定後おおむね５年間）（別添「様式－活動計画」参照）
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- ⑥ ４．申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約できる書類
（別添「様式－誓約書」参照）
- ⑦ その他、参考となる資料

（２）申請にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は、返却いたしません。
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

６．募集期間

令和元年５月１４日（火）から令和元年６月１３日（木）まで

７．提出先

以下の提出先に、持参又は郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前１０時から午後４時までとします。

〒９５１－８０１１

新潟市中央区入船町４丁目３７７８番地

北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 海岸課

電話 ０２５－２２２－６１１１

８．審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

（１）申請資格の確認

（２）活動実績報告書の審査（継続性・公共性・活動姿勢）

継続性：直近おおむね５年間にわたり、海岸管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

公共性：上記の非営利活動が、海岸管理者から後援された活動、海岸管理者と共同で実施した活動、その他の海岸管理者との協力関係が認められる活動であること。

活動姿勢：直近おおむね５年間において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

（３）活動実施計画書の審査（実効性・貢献度・協調性）

実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

貢 献 度：海岸管理に対する貢献が認められること。

協 調 性：活動に当たって地域（海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

（４） ヒヤリング

審査に当たっては、申請を行った法人等からヒヤリングを実施する場合があります。（ヒヤリングの日時については、７．提出先である新潟港湾・空港整備事務所より連絡します。）

９． 結果の通知

（１） 海岸協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

（２） 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う海岸の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

（３） 海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

１０． 指定後の留意事項

（１） 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

（２） 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

（３） 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

（４） 海岸協力団体の指定を受けた団体は、海岸管理者の求め（年１回以上）に応じ、活動状況について報告する必要があります。

（５） 活動実施計画について、必要に応じて、指導・助言を行う場合があります。

（６） 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には、速やかに報告してください。海岸協力団体が解散をした場合、海岸管理者はその旨を公示します。

（７） 海岸法第６条第１項の規定に基づく国土交通大臣の工事が完了した旨の公示がされた場合は、国土交通大臣が代行していた海岸協力団体にかかる事務は、海岸管理者が引き続き行うこととなります。

１１． 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定が取り消されます。

（１） 海岸管理者が海岸協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。

（２） 海岸協力団体が詐欺その他の不正の手段により指定を受けた場合。

(3) 海岸協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

海岸協力団体の指定を取り消した場合、海岸管理者はその旨を公示します。

12. 問い合わせ先

〒951-8011

新潟市中央区入船町4丁目3778番地

北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 海岸課

電話 025-222-6111

海岸協力団体指定申請書

令和 年 月 日

(申請先)
国土交通省
北陸地方整備局長 殿

(申請者)
住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

㊤

海岸協力団体の指定を受けたいので、海岸法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書（直近おおむね 5 年間）
- 3 活動実施計画書（指定後おおむね 5 年間）
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 募集要項 4. 申請資格の⑥から⑩の要件を満たすことを誓約できる書類
- 7 その他、参考となる資料